

地下水関係条例の調査結果

国土交通省 水管理・国土保全局
水資源部
令和3年2月

調査結果のポイント

○今般、全ての都道府県及び市区町村を対象に、地下水関係条例について網羅的に調査(令和2年10月末時点)を行い、国土交通省に提出された回答を基に、規制の内容等による分類・整理を行った。

(ポイント)

1. 47都道府県、609市区町村の合計656の地方公共団体が地下水関係条例を制定している。

	47都道府県(100%)で	86条例
	609市区町村(35%)で	748条例
合計	656地方公共団体で	834条例

2. 条例の目的は、地盤沈下の防止(491条例)、地下水量の保全又は地下水涵養(465条例)、地下水質の保全(661条例)、水源地域の保全(251条例)など多様である。

3. 規制等を設けているのは698条例で、全体の約84%であった。

規制の観点、対象行為は、水量の規制(採取行為339条例、採取設備139条例、地下掘削工事40条例など)、水質の規制(事業所設置391条例、水質の保全127条例など)、水源地域保全のための規制(土地取得19条例、開発行為324条例)と多様である。

また、規制手法は、全面禁止、許可制、届出制など多様である。

4. 罰則等を設けているのは527条例で、全体の約63%であった。

懲役まで(208条例)、罰金まで(221条例)、過料まで(30条例)、公表まで(68条例)など多様である。

注)

- ①本調査は、令和2年10月末時点で制定されている地下水関係条例について、国土交通省に提出された回答を基に、分類・整理したものであり、数値等は今後変わることがある。
- ②地下水関係条例については、平成30年8月に、既往調査やホームページ上の情報を基に、条例を制定している可能性があると思われる地方公共団体を対象とした調査を実施済(47都道府県(100%)で80条例、554市区町村(32%)で660条例、合計601地方公共団体で740条例)。
- ③全ての都道府県及び市区町村を対象にした本調査の結果に基づく平成30年8月時点の条例からの増減をみると、新規条例が3、廃止条例が1、全体で条例数が2増加している。

調査結果

1. 条例の目的による分類

目的	都道府県 条例数	政令市 条例数	市区町村 (政令市を除く) 条例数	計
(1) 地盤沈下の防止	56	18	417	491
(2) 地下水量の保全 又は地下水涵養	37	14	414	465
(3) 地下水質の保全	63	22	576	661
(4) 水源地域の保全	25	8	218	251
地下水関係条例数	86	28	720	834

※ 一つの条例でも複数の目的をもつ場合がある。

※ 一つの目的に対して複数の条例を制定している地方公共団体がある。

調査結果

2. 規制の観点、対象行為及び規制手法による分類

規制の観点	対象行為	規制手法	都道府県条例数		政令市条例数		市区町村 (政令市を除く) 条例数		計		
水量の規制	(1)採取行為	①全面禁止	—	10	1	3	27	326	28	339	
		②許可制	2		—		109		111		
		③届出制	5		1		78		84		
		④その他	3		1		112		116		
	(2)採取設備	①許可制	9	28	5	12	24	99	38	139	
		②届出制	16		5		65		86		
		③その他	3		2		10		15		
	(3)地下掘削工事	①許可制	—	4	—	9	1	27	1	40	
		②届出制	—		4		4		8		
		③その他	4		5		22		31		
(4)地盤沈下の防止			11		4		108		123		
(5)地下水涵養			9		7		113		129		
(6)その他			5		2		119		126		
水質の規制	(1)事業所設置	①許可制	3	32	—	6	22	353	25	391	
		②届出制	23		3		134		160		
		③その他	6		3		197		206		
	(2)水質の保全			24		9		94		127	
	(3)排出規制 ^{注1}			6		—		15		21	
(4)地下浸透の禁止 ^{注2}			33		9		44		86		
水源地域保全のための規制	(1)土地取得	事前の届出制	91日以前	2	18	—	—	—	1	2	19
			61日～90日以前	2		—		—		2	
			31日～60日以前	2		—		—		2	
			30日以前	12		—		1		13	
	(2)開発行為	①全面禁止	—	10	—	5	82	309	82	324	
		②許可制	2		—		34		36		
		③届出制	6		1		59		66		
		④その他	2		4		134		140		
規制等を設けている条例数				74		20		604		698	

※ 一つの条例でも複数の規制の観点、対象行為及び規制手法をもつ場合がある。

注1) 汚染水等の排出基準の規定があるもの

注2) 有害物質の地下浸透を規制する規定があるもの

調査結果

3. 罰則等による分類

罰則等	都道府県 条例数	政令市 条例数	市区町村 (政令市を除く) 条例数	計
(1) 懲役まで	44	7	157	208
(2) 罰金まで	8	6	207	221
(3) 過料まで	8	1	21	30
(4) 公表まで	8	1	59	68
罰則等を設けている条例数	68	15	444	527

※ 一つの条例において複数の罰則等を規定している場合は、最も重い罰則等を計上している。